

ケアセンター瀬名（介護予防）通所リハビリテーション重要事項説明書

(2024年6月1日現在)

当事業者が提供する通所リハビリテーションの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

名 称	医療法人社団 恒仁会
所 在 地	〒420-0911 静岡市葵区瀬名4629番地の1
電 話 番 号	054-264-2111
開 設 年 月 日	1989年6月9日
事 業 所 名 称	ケアセンター瀬名（介護予防）通所リハビリテーション
事 業 所 所 在 地	〒420-0903 静岡市葵区長尾39番地の5
事 業 所 電 話 番 号	054-264-2221
事 業 所 指 定 年 月 日	1989年6月9日
代 表 者 氏 名	理事長 伊藤恒道
管 理 者 氏 名	施設長 北澤光孝
介 護 保 険 事 業 者 番 号	2254180017

2. 事業者の職員の概要

	員数等	業務内容
管理者	1 (他の業務と兼務)	従業者の管理、指導
医師	1以上	利用者の医学的な病状管理
療法士（理学、作業）	2.5以上 (他の業務と兼務)	機能訓練の計画作成と実施
介護職員	7以上	利用者の日常生活の援助
その他		

3. 通所リハビリテーション施設の概要

定員	①35名 ②25名 ③25名
通所者デイルーム・食堂	217.69m ²
浴 室	○一般浴槽 ○特別浴槽
そ の 他	○機能訓練 ○家族相談室・家族介護教室 ○送迎車

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	① 午前8時30分から午後5時00分まで ② 午前8時30分から午後0時30分まで ③ 午後0時30分から午後4時30分まで
営業をしない日	土曜日、日曜日、祝日、12月30日から1月3日

5. 通所リハビリテーションの運営方針

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での日常生活を継続させる為に立案された居宅サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図るため、利用者個人のニーズに沿った通所リハビリテーションを提供します。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関する医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

6. 利用料金（通所リハビリテーション費）

通所リハビリテーション利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

(1) - ① 基本料金

6時間以上7時間未満					
負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	698円	829円	957円	1,113円	1,265円
2割	1,395円	1,657円	1,913円	2,225円	2,529円
3割	2,092円	2,486円	2,870円	3,338円	3,793円

※ 介護職員等処遇改善加算（1000分の66に相当する単位数）が利用内容に応じて算定されます。

(1) - ② 基本料金

2時間以上3時間未満					
負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	385円	441円	498円	554円	611円
2割	769円	882円	996円	1,108円	1,221円
3割	1,153円	1,323円	1,494円	1,661円	1,832円

※ 介護職員等処遇改善加算（1000分の66に相当する単位数）が利用内容に応じて算定されます。

(2) サービス提供体制強化加算

（1日当たり）1割負担：19円／2割負担：37円／3割負担：56円

(3) リハビリテーション提供体制加算

3時間以上4時間未満の場合

（1日当たり）1割負担：13円／2割負担：25円／3割負担：37円

4時間以上5時間未満の場合

（1日当たり）1割負担：17円／2割負担：33円／3割負担：50円

5時間以上6時間未満の場合

（1日当たり）1割負担：21円／2割負担：42円／3割負担：62円

6時間以上7時間未満の場合

（1日当たり）1割負担：25円／2割負担：50円／3割負担：75円

7時間以上の場合

（1日当たり）1割負担：29円／2割負担：58円／3割負担：87円

(4) 入浴代（6時間以上7時間未満サービスのみ）

（1日当たり）1割負担：42円／2割負担：83円／3割負担：124円

※ 通所リハビリテーション利用曜日により、入浴サービスを提供できないことがあります。

(5) リハビリテーションマネジメント加算

（1月当たり）1割負担：579円／2割負担：1,157円／3割負担：1,736円

※ 理学療法士等の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質の管理を必要とされる方が対象になります。

(6) 短期集中個別リハビリテーション実施加算

（1日当たり）1割負担：114円／2割負担：228円／3割負担：341円

※ 退院（所）日又は認定日から3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行つた方が対象になります。

(7) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

（1日当たり）1割負担：248円／2割負担：496円／3割負担：744円

※ 退院（所）日又は通所開始日から3月以内の期間に医師の判断に基づき、リハビリテーションを集中的に行つた方が対象になります。

(8) 栄養改善加算

（1回当たり）1割負担：207円／2割負担：414円／3割負担：620円

※ 加算を算定できる利用者は、栄養面や食生活上に問題がある方など、栄養改善サービスの提供が必要と認められる方のみです。（月2回まで・原則3ヶ月）

(9) 若年性認知症利用者受入加算

（1日当たり）1割負担：62円／2割負担：124円／3割負担：186円

※ 若年性認知症利用者（40歳～64歳）が対象になります。

(10) その他の料金

① タオル代（入浴者のみ） 102円（バスタオル62円・フェイスタオル40円）

② 食費（6時間以上7時間未満サービスのみ） 510円

③ おしごり代（6時間以上7時間未満サービスのみ） 27円

④ その他 ※おむつ代等、日常生活において必要とされる費用は利用者の負担となります。

(1 1) 支払方法

- 翌月 10 日以降に請求書を発行します。なお、支払方法は原則として、翌月 20 日にゆうちょ銀行又は 27 日にその他の金融機関の口座より自動振替とします。

7. 利用料金（介護予防通所リハビリテーション費）

介護予防通所リハビリテーション利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は 1 月あたりの自己負担分です。）

(1) 基本料金・サービス提供体制強化加算

	負担割合	要支援 1	要支援 2
利用者負担額	1割	2, 343 円	4, 368 円
	2割	4, 686 円	8, 735 円
	3割	7, 029 円	13, 103 円
サービス提供体制強化加算	1割	75 円	149 円
	2割	149 円	298 円
	3割	223 円	447 円

※介護職員等処遇改善加算（1000 分の 66 に相当する単位数）が利用内容に応じて算定されます。

※利用開始月から 12 月を超えた期間にサービスを利用される場合、1 月につき次に掲げる金額を減算します。

	負担割合	要支援 1	要支援 2
1 月当たりの減算額	1割	124 円	248 円
	2割	124 円	248 円
	3割	124 円	248 円

(2) 運動器機能向上加算

（1 月当たり） 1割負担：233 円／2割負担：465 円／3割負担：698 円

※加算を算定できる利用者は、運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等の一連のプロセスを実施した方のみです。

(3) 栄養改善加算

（1 月当たり） 1割負担：207 円／2割負担：414 円／3割負担：620 円

※加算を算定できる利用者は、栄養面や食生活上に問題がある方など、栄養改善サービスの提供が必要と認められる方のみです。

(4) 若年性認知症利用者受入加算

（1 月当たり） 1割負担：248 円／2割負担：496 円／3割負担：744 円

※若年性認知症利用者（40 歳～64 歳）が対象になります。

(5) その他の料金

- ① バスタオル・フェイスタオル代（入浴者のみ）102 円（バスタオル 62 円・フェイスタオル 40 円）
- ② 食費（6 時間以上 7 時間未満サービスのみ） 510 円
- ③ おしごり代（6 時間以上 7 時間未満サービスのみ） 27 円
- ④ その他 ※おむつ代等、日常生活において必要とされる費用は利用者の負担となります。

(6) 支払方法

- 翌月 10 日以降に請求書を発行します。なお、支払方法は原則として、翌月 20 日にゆうちょ銀行又は 27 日にその他の金融機関の口座より自動振替とします。

8. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
(基本的に 3 ヶ月後との評価及び見直し、再立案を行ないます。)
 - ② 食事（昼食 12 時 00 分～13 時 00 分） ※6 時間以上 7 時間未満サービスのみ
 - ③ 入浴 ※6 時間以上 7 時間未満サービスのみ
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護
 - ⑥ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
 - ⑦ 相談援助サービス
 - ⑧ その他
- ※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

9. 協力医療機関

当事業者では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようになっています。

協力医療機関

○静岡済生会総合病院 静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号

10. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、避難階段、避難用ロープ、非常通報設備、非常用発電機、災害用備蓄食料等
- ・ 防災訓練 年2回

11. 禁止事項

当事業者では、多くの方に安心してサービスを利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

- ・ ケアセンター瀬名 054-264-2221
- ・ 静岡市介護保険課 054-221-1377
- ・ 国民健康保険団体連合会 054-253-5590

13. その他

- ・ 当施設の『運営規程』『身体拘束適正化及び廃止に関する指針』『虐待防止指針』（ファイル）を事務局受付及び東棟2階サービスステーションの各カウンターに備え付けています。自由にご覧ください。
- ・ 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。